

項目	内容
選択ができる場合	財産を贈与した人(贈与者) → 65歳以上の親 財産の贈与を受けた人(受贈者) → 20歳以上の子である推定相続人 (子が亡くなっているときは20歳以上の孫(死亡した子の子)を含みます。) (注) 年齢は、贈与の年の1月1日現在で判定します。
適用対象財産	贈与財産の種類、金額、贈与回数に制限はありません。
贈与税額の計算	$\left\{ \begin{array}{l} \text{その親からの贈与により} \\ \text{取得した財産の価額の} \\ \text{合計額} \end{array} \right. - \left. \begin{array}{l} \text{2,500万円までの特別控除額} \\ \text{(すでに特別控除を適用した} \\ \text{場合には、その適用した金額} \\ \text{を控除した残額)} \end{array} \right\} \times 20\% = \text{贈与税額}$
相続時の精算	贈与者が亡くなった時の相続税の計算上、相続財産の価額に相続時精算課税制度を適用して贈与を受けた財産の価額(贈与時の価額)を加算して相続税を計算します。 その際、既に支払った贈与税額を相続税額から控除します。なお、控除しきれない金額は、還付されます。
適用を受けるための手続	受贈者が財産の贈与を受けた場合には、贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告をする必要があります。 また、相続時精算課税制度の選択をしようとする受贈者は、その選択をしようとする贈与を受けた年の翌年2月1日から3月15日までの間に、相続時精算課税制度を選択する旨の「届出書」を「贈与税の申告書」及び下記の添付書類とともに提出しなければなりません。 (注) 贈与者(父又は母)ごとに「届出書」の提出が必要です。 〈添付書類〉 ①受贈者の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍の附票 ②贈与者の住民票の写し
選択した年分以降の贈与税	「届出書」に記載された贈与者からの贈与については、その贈与者が亡くなるまで相続時精算課税制度の適用が継続されます(選択を撤回することはできません。)
本制度贈与者以外の者からの贈与の計算	「暦年課税制度」により贈与税額を計算します。

## CASE STUDY

東京都千代田区に住むAさんは父及び祖父から次の現金の贈与を受けました。父からの贈与について相続時精算課税制度を選択した場合の各年の贈与税額は

年	贈与者	金額
平成16年	父	1,000万円
	祖父	400万円
平成17年	父	1,000万円
平成18年	父	2,000万円

- (1) 平成16年分  
父からの贈与 1,000万円 - 1,000万円 = 0  
祖父からの贈与 400万円 - 110万円(基礎控除) = 290万円  
290万円 × 15% - 10万円 = 33.5万円 ∴ 納付額 33.5万円
- (2) 平成17年分  
父からの贈与 1,000万円 - (2,500万円 - 1,000万円) = 0
- (3) 平成18年分  
父からの贈与 {2,000万円 - (2,500万円 - 1,000万円 - 1,000万円)}  
× 20% = 300万円 ∴ 納付額 300万円

(注) 父からの贈与財産は父が死亡した時に相続財産に加算され、納付した贈与税額300万円は相続税額から差し引かれる。